

南丹家畜衛生情報 (鳥インフルエンザ 関連情報No. 43) 令和7年12月24日発行

亀岡市で高病原性鳥インフルエンザが発生し、移動制限区域、搬出制限区域が設定されています。

このお知らせは、搬出制限区域内に該当する農場に送付しています。

① 毎日の死亡羽数、疾病発生状況を報告してください

家畜伝染病予防法第52条の規定による報告徴求命令に対する報告について。
毎日朝10時までに死亡した家きんの羽数を電話またはFAXで報告してください。

報告用紙も送付しています

② 異常が認められた場合には、直ちに報告してください。

以下の異常を確認した場合は、直ちに報告してください。

- ・同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上になっている場合
- ・家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を確認した場合
- ・5羽以上の家きんがまとまって死亡している場合、または、まとまってうずくまっていることを確認した場合

③ 家きん、家きん卵等の搬出制限区域以外の区域(移動制限区域内及び移動・搬出制限区域のどちらでもない区域)への移動は禁止されます

◆移動の禁止

- ① 生きた家きん ② 家きん卵 ③ 家きんの死体 ④ 家きんの排せつ物等
- ⑤ 敷料、飼料、家きん飼養器具の移動は禁止されます。

* 搬出制限区域内での移動は禁止されていません。

④ 催物の開催等を停止してください

◆催物の開催等の停止

品評会等の家きんを集合させる催物は停止してください。

⑤ 立入制限、消毒を徹底してください

感染を予防するために、必ず実施してください。

- ・家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛する。
- ・農場関係者等の入出場時の消毒を徹底して行う。
- ・家きん舎の出入口、家きん舎周辺及び衛生管理区域外縁部は、消石灰等を用いて消毒する。
- ・家きん舎内は、高病原性鳥インフルエンザウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒する。

⑥ 野生鳥獣対策を確認してください

- ・防鳥ネット等の再点検をしてください。
- ・飲水消毒を行っている農場は、残留塩素濃度を確認してください。